

複数医療機関の健診結果を適切に運用するには

# 健康診断結果についての現状

アプリア株式会社 ホワイトペーパー

2019年12月調査

## ABC判定は統一されていない

人間ドック学会(A:異常なし B:軽度異常 C:経過観察 D1:要治療 D2:要精密検査 E:治療中)

協会けんぽ(1:異常なし 2:日常生活支障なし 3:生活注意経過観察 4:治療 5:精密検査 6:治療中)

日本予防医学協会(A1:異常なし A2:有所見健康 A3:生活注意 B1:要経過観察 B2:経過観察中 G1:要塞検査 G2:要精密検査 C1:要医療 C2:加療中 R1:判定不能)

東振協(A:異常なし B:日常生活支障なし F:治療継続 C12:生活注意年1回受診 C6:6か月後再検査 C3:3か月後再検査 E:精密検査 D:治療)

弊社顧客A(A:異常なし B:わずか異常 C:軽度所見 D:経過観察 E:要精密検査 F:要治療 G:治療継続)

弊社顧客B(A:異常なし B:わずか異常 C:経過観察 D:精密検査又は治療 E:2次検査 F:治療継続)

弊社顧客C(A:異常なし B:わずか異常 C:経過観察 F:再検査 E:治療継続 D:精密検査又は治療 D1:要医療 D2:要治療)

弊社顧客D(A:異常なし B:精検不要 C:放置可 D:要継続治療 E:要再検 F:要注意 G:要経過観察 H:要精検 I:要医療)

ABCや123文字列で判断すると誤った判断をする場合があります。

判定は医療機関により肝機能での判定やAST単体での個別判定など様々。

## 基準値(正常値)は統一されていない(基準値の抜粋)

人間ドック学会(白血球数 3.1~8.4 AST 30以下 ALT 30以下  $\gamma$ -GTP 50以下)

協会けんぽ(白血球数 33~89 AST 30以下 ALT 30以下  $\gamma$ -GTP 50以下)

日本予防医学協会(白血球数 男3.9~9.8 女3.5~9.1 AST 40以下 ALT 45以下  $\gamma$ -GTP 男75以下 女45以下)

東振協(医療機関の基準値で判定)

東京大学附属病院(白血球数 3.3~8.6 AST13~30 ALT 男10~42 女7~23  $\gamma$ -GTP 男13~64 女9~32)

京都大学附属病院(白血球数 男3.20~9.60(40歳基準値) 女2.80~9.00(40歳基準値) AST 12~30 ALT 男10~42 女7~27  $\gamma$ -GTP 男9~54 女7~29)

同じ受診者の血液でも測定装置の検査方法や検査試薬が変わると測定値が変わる場合があります。

検査機関内では精度管理を実施し測定値の標準化を行い基準値を統計学的に算出しています。

基準値が異なる為、経過観察、精密検査、治療の判定も医療機関により異なる場合があります。

異常の度合い(経過観察、精密検査、治療)は単項目で決めるのではなく、医師が他の検査や問診より総合的に判断している場合もあります。

## 運用方法その1(健診実施医療機関の判定、基準値を採用)

実施医療機関の健診結果をそのまま取り込むので本来の判定を見る事が出来るが、手作業が多く**入力ミスを防ぐことは難しい**。

### 判定についての条件

ABC判定をそのまま採用すると医療機関により意味合いが異なる為、標準的なABC判定に変換してシステムに取り込む。判定を実施したグループ(肝機能や生化学検査、AST等)は医療機関により異なる為、単項目判定は項目単位に、グループ判定はグループ名称に対する判定を取り込みます。

### 基準値についての条件

公開されている情報は正常域のみの為、異常値マークのみ取り込みます。

### 運用に対するリスク

- 1.判定を変換する場合の変換間違い
- 2.異常値マークの入力忘れや間違い
- 3.結果値の入力間違い
- 4.監督署提出用の集計で欠落データが発生する可能性あり

## 運用方法その2(結果値のみ取込、基準値、判定は標準値で実施)

個人属性と結果値(判定値は取り込まない)のみを取り込むため手入力によるミスを大幅に防ぐ事が可能ですが、基準値が実施医療機関と異なる為、受診者には**経過観察の判定が基準値の相違により精密検査と判定する場合もあり誤解を生む為、判定結果の運用には工夫が必要**。

### 基準値についての条件

白血球数のように検査実施機関によって単位が異なる検査項目は変換が必要

### 運用に対するリスク

- 1.結果値の入力間違い
- 2.判定の不一致

## 運用方法その3(法定項目+総合判定入力)

個人属性と法定項目の結果データ、医療機関総合判定の最低限の情報取込。  
監督署提出用の法定項目集計のみ統一した標準判定で実施。

### 判定についての条件

総合判定のみの為、詳細は健診結果報告書を持参する必要がある。

### 運用に対するリスク

- 1.結果値の入力間違い

労働安全衛生法と健康診断結果について

## 労働安全衛生法以外の健診項目は要注意です。

「個人情報保護法と健康診断情報の扱い」～ある産業医の対応～  
<https://ibarakis.johas.go.jp/archives/2914>

### お問い合わせ先

当社のサービスおよび製品の詳細についてお気軽にお問い合わせください。

アプリ株式会社  
〒501-6231 岐阜県羽島市  
竹鼻町神楽3288-1

058-393-0101

info-m@apli.jp

Web サイトをご覧ください:  
[www.apli.jp](http://www.apli.jp)